

IPoEアドバンス利用規約【現改比較表】 2025年7月1日現在

～2025年6月30日

2025年7月1日～

第1章～5章 (略)

第6章

第24条 債権の譲渡

契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金その他の債権を、当社が請求事業者である[エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社](#)（以下「請求事業者」といいます。）に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

2項 (略)

第7章 (略)

第8章

第26条 免責

契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2～3項 (略)

第1章～5章 (略)

第6章

第24条 債権の譲渡

契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金その他の債権を、当社が請求事業者である[NTTドコモビジネス株式会社](#)（以下「請求事業者」といいます。）に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

2項 (略)

第7章 (略)

第8章

第26条 免責

契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2～3項 (略)

～2025年6月30日	2025年7月1日～
<p>4 <u>本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</u></p> <p>料金表 (略)</p>	<p>4 <u>削除</u></p> <p>料金表 (略)</p> <p><u>附 則 (令和7年6月11日 光事推第 000600000715-01号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p>1 <u>この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この改正規定実施前に支払又は支払わなければいけなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>3 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>